

明石市介護サービス事業者連絡会 運営規約改定（案）

現 行	改 定 案
<p>【事務局】 第15条 事務局には事務局長並びに事務局長補佐をおく。</p> <p>2 事務局は、会員の中から会長が指名し、総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 事務局は、2年ごとに交代する。但し、再任を妨げない。</p> <p>4 運営上問題無いと事務局長が判断し、役員会の承認を得た場合は、事務局長補佐をおかない。</p> <p>5 事務局は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 会員入退会の手続きと会員台帳の保管 (2) 会員名簿の管理と発行 (3) 公文書の発行と保管 (4) 総会、役員会、運営委員会等の連絡調整と議事録の作成、保管 (5) 会費と会計管理 (6) 備品、消耗品管理 (7) ホームページの管理</p>	<p>【事務局】 第15条 連絡会は事務局運営を一般社団法人一休に委託する。また、事務所を一般社団法人一休内に置き、事務局には事務局長をおく。</p> <p>2 事務局は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 会員入退会の手続きと会員台帳の保管 (2) 会員名簿の管理と発行 (3) 公文書の発行と保管 (4) 総会、役員会、運営委員会等の連絡調整と議事録の作成、保管 (5) 会費と会計管理 (6) 備品、消耗品管理 (7) ホームページの管理 (8) 研修会、セミナー等の手配並びに出張セミナー講師の調整 (9) 明石市、明石市社会福祉協議会や民間の各種団体等との連絡調整</p> <p>3 委託費は年5万円（税別）とする</p>